

「慰安婦問題」に関する適切な対応を求める意見書の提出について

「慰安婦問題」に関する適切な対応を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成 27 年 6 月 22 日提出

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 秦野市議会議員 | 小 菅 基 司 |
| 賛成者 | 同 | 山 下 博 己 |
| | 同 | 込 山 弘 行 |
| | 同 | 村 上 茂 |

提案理由

不当におとしめられた先人の名誉を回復し、現在及び未来に生きる日本人の誇りを守り、世界の平和と繁栄に寄与してきた戦後日本のたゆまぬ努力や、女性をはじめとする人権を重んじる姿勢を内外に発信するため、「慰安婦問題」に関する適切な対応について、国に意見書を提出するものであります。

「慰安婦問題」に関する適切な対応を求める意見書

平成5年8月4日の「河野官房長官談話」の発表から20年以上が経った現在、「慰安婦問題」は、沈静化するどころか、むしろ日韓間の最大の外交懸案となり、かつてない深刻な状況となっている。

平成26年、政府において「河野談話作成過程等に関する検討チーム」が設置され、同年6月20日には「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯」（以下「慰安婦問題の経緯」という。）が取りまとめられた。

一方で、同年8月、強制連行の信ぴょう性を覆す朝日新聞の訂正記事などを受けて、事実に基づかない虚偽を繰り返し宣伝し、戦地に赴いた兵士や戦没者の名誉と尊厳を著しく毀損し、日韓関係を悪化させた一部報道機関に対する強い批判が相次いでいる。

また、国連機関をはじめ、米国、カナダ、豪州等当事国以外の国においても慰安婦問題は拡散の様相を見せ、日本との良好な関係の阻害要因として心配されており、地方公共団体においても、同問題による友好関係への影響が懸念されている。

したがって、国においては、不当におとしめられた先人の名誉を回復し、現在及び未来に生きる日本人の誇りを守るため、世界の平和と繁栄に寄与してきた戦後日本のたゆまぬ努力や、女性をはじめとする人権を重んじる姿勢を内外に発信するべく、次の事項を実現するよう強く求めるものである。

- 1 慰安婦問題の経緯で確認された事実を、日本国及び日本人の名誉を早急に回復するために、国際社会に向けて多言語で積極的な発信を行うこと。
- 2 日本国民の「知る権利」に応えるべく、正しい歴史認識を周知するための広報を推進するとともに、教科書が史実に基づいて記述されるように対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 様
外務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官

秦野市議会議長 諸 星 光